

# 今後の飼料政策の展開方向

～ 安全・安心な畜産物の安定供給のための飼料供給構造の確立に向けて～

平成14年7月19日  
飼料問題懇談会報告書

# 目 次

## 1 検討の背景と視点

- ( 1 ) 検討の背景 . . . . . 1
- ( 2 ) 検討の視点 . . . . . 2

## 2 飼料をめぐる情勢(概観) . . . . . 3

## 3 今後の飼料政策の展開方向

- ( 1 ) 自給飼料の増産 . . . . . 5
- ( 2 ) 流通飼料の合理化 . . . . . 7
- ( 3 ) 飼料の安全性確保 . . . . . 8
- ( 4 ) 環境調和を基本とした資源循環型畜産の推進 . . . . . 9
- ( 5 ) セーフティネットとしての備蓄事業の再検討 . . . . . 11

## 4 終わりに . . . . . 15

用語解説 . . . . . 16

今後の飼料政策の展開方向(概要版) . . . . . 19

畜産と飼料の関係 . . . . . 20

飼料の分類 . . . . . 21

飼料問題懇談会の検討経過 . . . . . 22

飼料問題懇談会の委員名簿 . . . . . 23

飼料をめぐる情勢(参考飼料)

# 1 検討の背景と視点

## (1) 検討の背景

飼料政策をめぐる状況として、以下のように畜産物需要や畜産経営の動向、国際環境の変化、さらには最近の消費者の「食」の安全性等に対する関心の高まりなど様々な変化がみられる。

### 我が国の畜産物需要と飼料需給の動向

国内の飼料作物生産は、大家畜（牛等）<sup>(注13)</sup>の畜産物需要の伸びを背景に昭和50年代までは順調に伸びてきたが、近年農家戸数の減少や飼養頭数の伸び悩みの中で減少傾向にある。

一方、濃厚飼料（穀類等）<sup>(注19)</sup>については、旺盛な畜産物需要、とりわけ中小家畜（豚、鶏等）<sup>(注14)</sup>の需要の伸びと、これに対応した家畜飼養頭羽数の伸びを受けて、その主原料である飼料穀物の輸入が増加した。

しかし、近年は畜産物需要の鈍化、畜産物自体の輸入の増加等から、昭和63年をピークに飼料穀物の輸入は減少傾向にある。

### 「食料・農業・農村基本法」を受けた飼料増産への取組

我が国畜産は、農業基本法（昭和36年制定）の下で、選択的拡大部門として大きく発展してきたが、その飼料については、濃厚飼料をはじめ、粗飼料（乾牧草等）<sup>(注12)</sup>まで輸入に依存する傾向が強まったことなどから、昭和40年には55%であった飼料自給率は現在24%と低下している。

こうした中で「食料・農業・農村基本法」（平成11年7月施行、以下「基本法」という。）が制定され、基本法に基づく「食料・農業・農村基本計画」（平成12年3月閣議決定）において、食料自給率目標（飼料自給率35%）を掲げ、その達成に向け関係者一体となった取組を行うこととされた。

その一環として、飼料の増産をめざして「飼料増産推進計画」が策定され、「飼料増産戦略会議」を核としたさまざまな取組が開始された。

### BSE発生等を契機とした「飼料」の安全性の確保への取組

輸入飼料が原因とされる牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）や口蹄疫の発生を受けて、飼料の安全性に関する消費者の関心が急速に高まっている。こうした中で、「食」と「農」を再生し、「食」の安全と安心の確保に向けた改革を行うため、消費者保護を第一として、「食と農の再生プラン」（平成14年4月）が策定されたところである。

これを踏まえ、安全な飼料増産への取組や飼料検査体制の強化、リスク管理<sup>(注23)</sup>の徹底、飼料の安全性に関する適時適切な情報提供、リスクコミュニケーション<sup>(注24)</sup>の強化等が喫緊の政策課題になっている。

他方、環境問題への意識の高まりとともに、家畜排せつ物の処理・利用の促進、食品の製造・流過程や消費段階で生じる残さや食べ残し等食品廃棄物のリサイクルも重要な課題となっている。

### セーフティネットとしての備蓄事業の再検討

国土が狭く土地の資源に乏しい我が国にあっては飼料の多くを海外に依存せざるを得ないことから、飼料穀物の輸入は国内畜産、特に中小家畜<sup>(注</sup>

<sup>16)</sup>の生産を支える生命線であると同時に、畜産物の安定供給を通じ食生活上也欠くことのできないものである。この飼料穀物の安定的な供給体制を整備するため、昭和40年代後半のいわゆる畜産危機に対応して飼料穀物備蓄制度<sup>(注8)</sup>が創設され、配合飼料価格安定制度(異常補てん)<sup>(注20)</sup>が導入された。

しかし、そのうち備蓄制度については、創設以来約25年が経過し、国際環境は東西冷戦構造の終焉等により、大きく変化する一方、国内においては家畜飼養頭羽数が減少に転じ、飼料需要量も減少傾向で推移する等の変化が生じている。こうした環境変化を踏まえ、新たな視点から食料の安全保障や畜産経営のセーフティーネットとしての備蓄事業の在り方を検討する必要がある。

### 新たな飼料政策の確立に向けて

飼料をめぐるこれらの新たな課題は相互に関連しあっており、その解決には飼料政策全般を見据えた検討が必要となっている。昨年1月の省庁再編の一環として、自給飼料課と流通飼料課は統合されて飼料課となり、総合的な飼料政策の検討・実行がより円滑に図られる環境が整ったと言える。

## (2) 検討の視点

以上のような状況変化を踏まえ、今後の飼料政策の在り方については、「安全」、「安心」、「安定供給」、「安価(低コスト化)」の4つの「安」をキーワードとして追求することにより、我が国畜産の安定的な発展と、これを支える飼料供給構造の確立を目指すこととし、次の視点から検討する。

なお、検討に当たっては、自給飼料(畜産経営自らが生産する飼料。主に粗飼料)<sup>(注7)</sup>及び流通飼料(経営外から購入する飼料、主に濃厚飼料)<sup>(注25)</sup>といった既存のカテゴリーを超えた、総合的な飼料政策の確立を図ることを念頭において行う。

### 自給飼料の増産

畜産物の安全と安心を確保するため、大家畜については、輸入飼料に大きく依存した生産構造から、自給飼料に立脚した資源循環型の生産構造へ転換していくことが重要である。このため、飼料基盤の充実強化、稲発酵粗飼料<sup>(注1)</sup>や稲わらの利用拡大、飼料生産の組織化・外部化、日本型放牧<sup>(注18)</sup>の推進、飼料生産技術の向上等を通じて飼料自給率の向上と飼料生産コストの低減をいかに図るかという視点。

### 飼料の安定供給

#### ア 流通飼料の合理化

輸入畜産物との競合が強まる中で、国内畜産物の生産性の向上を図るため、飼料製造・流通コストの削減により、安価な飼料の安定供給をいかに図るかという視点。

## イ セーフティーネットとしての備蓄事業の再検討

備蓄制度創設後25年が経過し、制度をめぐる環境が大きく変化したことを踏まえ、食料の安全保障や畜産経営のセーフティーネットとしての備蓄事業について今日的意義の検証を行った上で、その在り方についていかに総合的な見直しを行うかという視点。

### 飼料の安全性確保

食品の安全性に対する国民の関心が高まる中で、飼料及び飼料添加物<sup>(注9)</sup>の安全性の確保が重要な課題となっている。このため、飼料の検査体制の強化、リスク管理の徹底と、その一手法である、消費者等が必要に応じて飼料の給与履歴等を追跡できるトレーサビリティシステム<sup>(注17)</sup>の推進をいかに図るか、さらに飼料の安全性に関する情報提供等リスクコミュニケーションの強化をいかに図るかという視点。

### 資源循環型畜産の推進

経営規模の拡大が進展する中で、大規模経営において濃厚飼料のみならず粗飼料まで輸入に依存する傾向が強まったことなどから、畜産経営と土地基盤との乖離が進み、畜産経営の脆弱化と畜産環境問題の深刻化を招いている。このため、家畜排せつ物の適正な処理とともに、土・草・牛の資源循環型の畜産経営の確立をいかに図るかという視点。

また、循環型社会の構築に向けて食品廃棄物のリサイクルの推進をいかに図るかという視点。

## 2 飼料をめぐる情勢(概観)

### 高度経済成長期の畜産物需要の増大と生産の拡大

我が国の食料消費構造は、従来コメを中心としてきたが、昭和30～40年代の高度経済成長を背景とした国民の食生活の変化により、大きく変化してきた。最大の伸びを示したのは畜産物であり、まず、卵、豚肉、さらには牛乳、牛肉、そして各種加工品へと消費が拡大した。このような畜産物需要の増大を背景に、国内での畜産物生産の着実な拡大が図られ、同時に、この畜産物の安定供給を通じ需要の安定的な増大も図られることとなった。

また、こうした畜産物の需要と生産の相互の拡大を支えたのは、飼料作物の生産拡大と濃厚飼料の安定的な輸入の拡大であり、特に飼料穀物を主原料とする配合飼料の役割は大きい。

一方、ガット体制(現在のWTO(世界貿易機関)の前身)の下でグローバル化が進む中、畜産物の輸入も拡大した。

### 国内畜産物生産の拡大を支えた飼料供給の拡大

国内における畜産物生産は、飼料作物の生産と濃厚飼料の輸入によって賄われた。このうち、飼料作物については昭和40年代から50年代半ばまで、大家畜の飼養頭数の増大を背景として草地の開発、既耕地や転作田での作付拡大等により増加してきた。

一方、濃厚飼料については、土地条件の制約が強い我が国にあっては、飼

料穀物は輸入に依存せざるを得ず、輸入関税の免除、減税等畜産経営の安定を前提とした飼料の輸入政策の下で安定的な輸入が行われてきた。

特に、中小家畜の生産は、ほぼ全量を輸入穀物を原料とする配合飼料に依存しており、飼料穀物の輸入拡大は、大家畜から中小家畜に至る畜産経営の規模拡大に大きく寄与した。

なお、戦後の畜産物消費の増加に伴って、大家畜向け濃厚飼料の主体であったふすまの不足を補うため、専増産ふすま制度を整備（昭和32年）<sup>（注11）</sup>し、低価格のふすまの増産を図ってきた。同制度については、「新たな麦政策大綱」（平成10年5月省議決定）による改革の一環として平成14年度末を目処に廃止されることになっている。この理由としては、

ア 専増産ふすま生産が、小麦の主産物である小麦粉の需要に左右され、畜産サイドのふすま需要に即応した生産が行われにくいこと  
イ 専増産ふすまの飼料に占めるウェイトも低下していること  
等が挙げられる。

### **畜産危機を契機とした備蓄制度の創設と価格安定制度（異常補てん）の導入**

国際的な需給動向に直接影響される穀物原料への依存が進むにつれて、配合飼料の安定供給対策の重要性が認識されるようになった。このような中で、昭和40年代後半、旧ソ連による大量の穀物買入れと、これに対する米国による大豆の輸出規制等の措置、さらにはアラブ産油国による原油価格引上げから派生した石油危機が重なり、穀物価格の暴騰（約3倍に暴騰）と市場の大きな混乱をもたらした。しかし、この畜産危機を契機として、飼料穀物備蓄制度が創設されるとともに、配合飼料価格安定制度（異常補てん）が導入されることとなった。

### **大家畜生産における輸入飼料への依存の強まり**

大家畜生産の拡大に伴い、昭和50年代半ばまで、飼料作物の生産拡大が図られた。しかしながら、その後、生産性の追求、高品質の畜産物生産への取組が求められる中で、頭数規模の拡大や搾乳牛の乳量・肉用牛の肉質を重視した飼養形態への移行が進み、結果として輸入原料による配合飼料への依存が強まった。

これに加えて、粗飼料についても、円高や国際的な物流コストの低下に伴って、土地条件の制約の強い都府県を中心に、輸入粗飼料の割安感や利便性が高まった。特に酪農では、乳脂率を高めるために乾牧草が必要とされ、粗飼料についても輸入への依存が強まった。

飼料作物の作付面積は、農家戸数の減少や家畜頭羽数の伸び悩みに加え、以上のような状況から平成2年をピークに横ばいないし微減傾向で推移している。

### **自給飼料の増産と飼料の安全性確保への取組の強化**

飼料自給率については、前述のとおり低下してきており、基本法を受け、平成12年に自給飼料の増産への取組が開始された。

また、口蹄疫の発生（12年3月）、未承認の遺伝子組換えとうもろこし「スターリンク」の混入問題の発生（12年11月）<sup>（注10）</sup>、BSEの発生（13

年9月)等を契機として飼料の安全性の確保への取組の強化が強く求められている。

### 3 今後の飼料政策の展開方向

#### (1) 自給飼料の増産

##### 安全・安心な畜産物供給のため、自給飼料に立脚した生産構造への転換

口蹄疫やBSEの発生が海外からの飼料によりもたらされたとみられることから、輸入飼料の安全性の確保とともに、国内での安全な飼料生産の重要性が増している。

中小家畜については、飼料の全量が濃厚飼料であることから、その大部分を輸入に依存せざるを得ない状況にある。

一方、大家畜については、飼料自給率の低下や畜産環境問題の発生等を踏まえ、濃厚飼料や輸入粗飼料に過度に依存した経営から、自給飼料に立脚した経営へと生産構造の転換が求められている。

「食料・農業・農村基本計画」においては、飼料自給率を平成9年の25%から平成22年には35%に向上させることを見込んでいる。このような中で、近年大家畜の飼養戸数の減少もあって、飼料作物の作付面積、生産量が減少傾向にあること、さらに、BSEを契機とした安全・安心な畜産物の供給体制を早急に構築する必要があることを踏まえ、自給飼料の増産への取組を強化する必要がある。

##### 地域条件に応じてターゲットを絞った効果的な増産戦略の構築

飼料の増産を図るためには、作付面積の拡大、単収の向上、稲わら、野草等未利用資源の活用が基本であり、水田・畑または中山間地域等地域の自然的・社会的条件に応じた飼料増産を推進していくことが重要である。

ア 水田においては、稲作農家等と連携して、転作田・水田裏等既耕地において、とうもろこしやイタリアンライグラス等の飼料作物の作付拡大を図るとともに、水田放牧等により、水田のより一層の活用を図る。

また、水田の有効利用により、国産粗飼料の供給体制の拡大と需要に応じた米の生産体制の構築を図るため、飼料作物の生産が困難な湿田を中心に稲発酵粗飼料の作付け等を計画的に推進する。

さらに、口蹄疫等の悪性伝染病の侵入防止や有機性資源の循環の観点からも、国産稲わら、麦わら等の農場副産物の積極的な活用により、国内自給を推進する。

特に、稲わらについては、国内生産量の約1割が飼料に利用されているが、7割がすき込み等であり、この有効利用を図る。

イ 畑においては、とうもろこし、こうりゃん等の長大型作物<sup>(注15)</sup>の作付けの拡大を図るため、作付規模の拡大、団地化等による作業単位の大型化を推進する。さらに、対倒伏性等に優れ高収量・高品質な長大型作物の普及と、カッティングロールベラー<sup>(注3)</sup>など省力的な生産方式の開発普及により効率的な生産を図る。

永年草地については、適期の更新、栽培管理技術の高位平準化、堆肥の積

極的な施用を通じた高位生産草地への転換を促進する。

ウ 中山間地域においては、放牧を中心とした省力的な飼養形態の推進を図る。放牧は、大家畜経営における省力化、低コスト化に資するほか、中山間地域で課題となっている耕作放棄地の活用や鳥獣被害の防除効果の点からも注目されている。

このため、我が国の土地条件、自然条件に適応した日本型放牧技術<sup>(注20)</sup>の活用等により放牧利用を推進するとともに、中山間地域に豊富に賦存する林地や公共牧場等の草資源を活用し、草地畜産の振興を図る。

また、果樹園や桑園の跡地等の簡易な整備による放牧活用も推進する。

エ 大型機械化体系の導入と、草地・飼料畑の面的集積や生産基盤の整備による作業の効率化、低コスト化を推進するとともに、規模拡大に伴う労働負担を軽減するため、機械の共同利用、コントラクター<sup>(注5)</sup>の育成等を通じた飼料生産の組織化・外部化を推進する。

また、自給飼料の増産を進めるに当たっては、必要となる労働力を農業者のみに求めるのではなく、ロボット、IT等の新技術の一層の活用を図るとともに、放牧監視や稲わら収集、食品残さの集荷等の業務について、雇用の確保や生き甲斐を求めている中高年やNPO等農業外の様々なマンパワーの活用を図るといった新しい発想も必要である。

### 人・家畜・環境に優しい日本型畜産の展開

我が国において畜産の持続的な発展を図るためには、環境負荷の少ない土-草-牛の資源循環型及び低コスト・低投入型の人・家畜・環境に優しい日本型畜産を構築していくことが重要である。

特にBSEの発生を契機として、過度に効率性を追求した畜産経営から、環境、安全性に配慮したゆとりある畜産経営の展開が求められており、その一つの形態として、放牧を見直す気運が高まっている。

放牧は、

ア 労働力・資本の投入が少なく、畜舎等の設備についても最小限で済むことなどにより低コストで生産されること、

イ 家畜本来の生態に合わせた飼養形態となり、家畜のストレスが最小限となる飼養管理の下で健康な家畜から生産された畜産物が供給されること、

ウ 草地の飼料生産量や土壌中の微生物による有機物の分解量に見合った家畜を飼養することにより、窒素、二酸化炭素等の土-牧草-家畜をめぐる物質循環が成立し、持続的で環境に優しい生産が行われること

等から、その実施が可能な地域においては、人・家畜・環境に優しく、かつ、低コストで労働生産性の高い飼養管理方法として、日本型放牧への取組を推進する必要がある。

また、放牧以外についても、これまでの過度に効率性を重視した畜産経営

から人・家畜・環境に優しい多様な畜産経営の展開を図っていく必要がある。

### **生産プロセスの開示や情報提供を通じて消費者が選択し得る畜産の確立**

消費者が選択し得る安全・安心な畜産物の供給を促進する観点から、生産プロセスの積極的な開示を図る。また、放牧や粗飼料の多給により生産される畜産物に含まれる共役リノール酸（心臓病やガンなどに効果があると言われていた）<sup>(注4)</sup>が近年注目されているが、このような畜産物の機能性等について、正確な情報提供や消費者へのPRを図り、積極的に評価を得て行くことも重要である。

また、放牧により生産された畜産物を適正に評価するため、家畜市場でせりの際に放牧実施の表示、生乳取引における乳脂率基準の見直し等を検討する。

一方、草地及び飼料作物生産は、環境保全、物質循環、アメニティなどの多面的機能を有している。特に、草地は土壌や水の保全等の森林に劣らぬ効果があり、稲作・畑作等では利用困難な傾斜地等が活用できるなど、国土・資源の有効利用や地域農業の振興にも重要な意義を有している。さらに、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素や、メタンを吸収する等地球環境の保全に役立つとともに、都市住民に対し、家畜や自然景観とのふれあい、グリーンツーリズム等により、憩いと安らぎの場を提供している。

こうした草地の多面的な機能についても、消費者に対する情報提供に努め、国土・自然環境の保全への共感、さらに放牧風景の持つ牧歌的なイメージの浸透に併せた商品特性の紹介等を積極的に展開する。

## **(2) 流通飼料の合理化**

### **生産・物流の合理化への取組**

我が国の畜産の健全な発展を図っていく上で、良質・安全で安価な飼料の安定供給は不可欠である。とりわけ、中小家畜においては、生産費に占める配合飼料費の割合が6割近くを占めている。配合飼料の主原料であるとうもろこし、こうりゃん等のほぼ全量を輸入に依存している現状を踏まえれば、低廉な飼料穀物の安定的な輸入による配合飼料の供給安定は今後とも重要である。

配合飼料生産を行う企業・工場数は、昭和50年代前半までは飼料需要の伸びを背景に増加傾向で推移した。しかしながら、50年代後半からは、飼料需要の伸び悩みの中、メーカーによる自由な競争の下で、畜産地帯を後背地に控えた大規模港湾への工場移転・集約化、機械施設の近代化、企業間の製造受委託、バラ流通<sup>(注21)</sup>への移行等による生産・物流の合理化が進展している。

### **内包する課題と今後の合理化の方向**

しかしながら、1工場当たりの生産能力は拡大している一方で、家畜の飼養頭羽数の減少から飼料需要量が減少傾向となっていること、メーカー間の販売競争の下で、畜産農家のニーズもあって、製造銘柄数が増加して

いること等から、効率化は進まず稼働率の向上が見られていない。

このような状況を踏まえ、配合飼料工場のさらなる集約化、企業間の製造受委託の一層の推進、製造の効率化の観点からの製造銘柄数の見直し等を通じた配合飼料製造・供給体制の再編合理化を図り、一層のコスト削減を図って行くことが重要である。さらに、BSEの発生を契機に、より安全な配合飼料の供給体制が求められており、特に牛用飼料と豚・鶏用飼料とが同じ施設で製造されている工場において、豚・鶏用飼料の原料として用いられている動物性たん白質原料の牛用飼料への混入防止措置が不可欠となっている。このため、業界自らの改革への取組を基本としつつ、所要の誘導措置についても検討する必要がある。

なお、配合飼料価格安定制度については、制度創設後、配合飼料価格の高騰に応じて機動的に発動がなされ、価格の安定、激変緩和を通して畜産経営の安定に寄与してきたが、今後、最近における情報技術の発展等を踏まえ、より効率的な制度の運営方法の確立を目指して検討を行う必要がある。

### (3) 飼料の安全性確保

#### BSE発生等を踏まえた飼料の安全性確保の必要性

昨年9月に我が国で発生したBSEは、食物を介して人に感染し死に至る疾病である変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を引き起こす可能性が指摘されており、国民の食に対する大きな不安を引き起こしたところである。

特に、牛におけるBSEの感染原因として、肉骨粉等の飼料が原因となることが知られており、飼料の安全性確保が家畜のみならず、人の健康被害を防止し、食の安全・安心を確保するために重要な事項であることが認識されるに至っている。

また、GMO（遺伝子組換え作物）、薬剤耐性菌<sup>(注22)</sup>、O157、ダイオキシン、その他の有害物質等の飼料及び飼料添加物の安全性に関わる事項が食肉等を介して人の健康に影響を及ぼすことが懸念されており、食品の安全確保体制の見直しが進められる中で飼料についても対応が求められているところである。

特に、4月に出された「BSE問題に関する調査検討委員会報告」において、これらの対策として、消費者の健康保護の最優先、リスク分析手法の導入、が提言されており、これらを踏まえた行政対応として、リスク管理等の強化、飼料添加物の指定の見直し、トレーサビリティシステムの整備、飼料製造段階での安全性対策の強化を進める必要がある。

#### リスク管理等の強化

食品の安全性の基礎となる飼料の安全性の確保に関して、リスク管理体制の強化等の積極的な取組が必要であり、現在、国際的な規制の状況等も踏まえた上で、食品の安全性の確保に関する法的な規制を検討することを含め、安全性の確保に万全を期して行くことが重要である。

ア BSE、GMO、薬剤耐性菌、ダイオキシン、その他有害物質等飼料の安全性に係る検査体制の整備・強化を推進する。

イ 飼料に起因する事故等が発生した場合や発生が予見される場合のリスク管理の強化とリスク情報の提供体制の整備を推進する。

ウ GMOの飼料等の安全性に関する試験を実施し、消費者へ情報を適宜・適確に提供する。

エ 飼料添加物については、飼料安全法に基づき安全性等に関する最新の科学的知見を踏まえて指定の見直しを行う。

なお、安全性確保に要するコストについて消費者に情報提供し啓発を図ることも、リスクコミュニケーションの一環として重要である。

### **トレーサビリティシステムの整備**

食の安全性を確保するためのリスク管理の一手法として、トレーサビリティシステムの整備を推進する。このため、畜産農家段階での飼料給与実態を把握するための飼料給与履歴台帳の整備や、消費者等が必要に応じて飼料給与履歴を検索することが可能となる飼料給与履歴データベースの開発、普及等を図る。

### **飼料製造段階での安全性対策の強化**

飼料の製造段階での安全性については、

ア 飼料製造段階での有害物質混入防止、微生物汚染防止のためのGMP（適正製造基準）<sup>(注6)</sup>の導入を検討するとともに、

イ 飼料製造業者に対して、安全に対する意識の向上と安全性確保体制の整備を促進する。

なお、飼料製造業者に関しては、牛用飼料製造工程の専用化、サルモネラ汚染防止施設の整備等の安全性対策強化の必要性が拡大している。例えば、BSEの発生を契機に、動物性たん白質原料の牛用飼料への混入を防止する観点から、牛用飼料製造工程の専用化等を図る必要性が大きくなっている。また、食中毒の原因となるサルモネラ汚染防止のための加熱処理施設の整備等、配合飼料製造工程における安全性強化を図るための設備投資の必要性が拡大している。このため、飼料製造業者のこれらの取組を支援する観点から、税制措置等について検討を行う必要がある。

## **(4) 環境調和を基本とした資源循環型畜産の推進**

### **家畜排せつ物の還元等資源循環型畜産の推進**

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年11月施行)<sup>(注2)</sup>に基づき、家畜排せつ物の適正処理、草地等への適切

な還元を促進するとともに、稲わらと堆肥の交換、食品加工残さ等の飼料化による地域資源の循環利用を促進し、畜産を核とした資源リサイクルシステムの構築を図る。

特に、畜産環境問題の解決のためには、海外からインプットされた飼料が国内において排せつ物としてアウトプットされる一方向の物質フローを、自給飼料の生産による土 - 草 - 牛の資源循環型に転換していくことが重要である。

また、こうした資源循環型への多様な取組を促進する観点から、これを評価し、消費者に伝達する手法等についても検討する必要がある。

併せて、畜産経営が生み出す環境負荷は意識されにくいコスト（外部不経済）であることから、これに関する情報を生産者、消費者に対し、積極的に開示し、環境問題の改善を促していくことが重要である。

### **環境にやさしい飼料の開発促進**

一部の地域においては、家畜排せつ物の発生量が農地還元の限界に達していることもあり、窒素やリンの排出量を低減できる飼料の開発が求められている。

家畜排せつ物中の窒素及びリンを低減するためには、消化酵素の添加やアミノ酸バランスの調整等、飼料の消化率を向上させた低たん白質（C P）、低リン（P）飼料を給与することが効果的である。このような飼料の給与により、ブロイラーでは、生産性を低下させずに窒素の排出量が約20%、リンの排出量が約30%低減される。今後、この技術の実用化、普及、定着を図ることにより、環境にやさしい飼料の利用を促進する。

### **食品廃棄物のリサイクル等の推進**

我が国においては、食品の売れ残りや食べ残し、あるいは食品の製造過程で大量の食品廃棄物が発生しており、その量は年間約2,000万トンにのぼっている。このうち、飼料としてリサイクルされているのは100万トン程度にとどまっており、大部分は焼却・埋立処分されている。このような状況を踏まえ、食品廃棄物の発生抑制、再生利用及び減量化の促進を目的とする「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）が、平成13年5月に施行されたところである。

食品廃棄物の飼料化は、循環型社会システムの構築の観点に加え、飼料自給率の向上にもつながるため、その推進が重要である。飼料化に当たっての課題としては、安全性の確保、供給の安定性や品質、保存性の確保、コスト面での優位性の確保等が挙げられるが、特に「安全性」の問題が重要であり、様々な取組の例を整理しつつ、それらに対する適切なリスク評価に立って、「安全性」を基軸においた取組マニュアル等を整備していくことが望まれる。

なお、一部地域では学校給食センター、社員食堂等の調理残さを原料とする飼料の製造や、稲発酵粗飼料等の自給飼料とジューズ粕、豆腐粕といった地元で発生する食品製造副産物を活用したTMR（Total Mixed Ration）センター<sup>（注16）</sup>など地域ぐるみでのリサイクル推進が図られており、このよ

うな取組に対し、安全かつ経済的な飼料が確保されるよう指導や支援を検討する必要がある。

## (5) セーフティーネットとしての備蓄事業の再検討

### 備蓄事業の必要性

我が国は、配合飼料の原料となる飼料穀物のほぼ全量を輸入に依存しており、輸出国の凶作等による国際供給力の急減や輸送障害等による輸入の途絶といった不測の事態が発生した場合、飼料の安定供給の確保が困難となる。特に中小家畜の場合、その飼料原料のほぼ全量を輸入に依存しており、輸入途絶等による影響には致命的なものがある。

さらに、輸入畜産物の割合が高まったとはいえ、依然として、輸入飼料は畜産物の供給において大きな役割を果たしている（畜産物の供給全体のうち、輸入飼料による生産部分は約50%（平成12年度、カロリーベース）。輸入飼料の安定供給は、畜産経営への影響に併せて、畜産物の安定供給という食料安全保障上の観点からも重要である。

このため、配合飼料の主原料であるとうもろこし・こうりゃん及びその代替となる大麦等の備蓄を実施し、飼料の安定供給を図っている。備蓄数量は、配合飼料主原料（とうもろこし・こうりゃん）の年間需要量のおおむね1か月分に相当する120万トンとされ、その水準をめざして着実な積増しを行ってきた結果、平成6年度末には備蓄目標の120万トン（とうもろこし・こうりゃん80万トン、大麦等40万トン）を達成し、今日に至っている。

備蓄については、基本法において、「世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行わなければならない」（第2条第2項）と規定されており、さらに、「食料・農業・農村基本計画」においても、「国内外における不作や輸送障害等により食料の供給が不足する場合に備え、米、麦等について、国等による適切かつ効率的な備蓄を行う」と記述されている。

したがって、飼料穀物のほぼ全量を輸入に依存している状況においては、食料の安全保障や畜産経営のセーフティーネットとして、一定の飼料穀物の備蓄は不可欠である。

### 備蓄を取り巻く情勢変化と備蓄水準の考え方

#### ア 備蓄を取り巻く情勢変化

「畜産危機」を契機とする備蓄制度は、その創設後25年が経過したが、制度発足時と比べて我が国の飼料をめぐる情勢が変化してきた。まず、近年、家畜の飼養頭羽数が減少傾向に転じ、これに伴って配合飼料の需要量、さらに、その主原料であるとうもろこし・こうりゃんの需要量についても減少傾向で推移している。

また、東西冷戦が終焉したことや、港湾ストライキについては、特に米国においては1980年代以降発生していないことから、飼料の安定供給を阻害する要因が減っているとの見方もできる。

なお、中国のWTO加盟については、国際貿易上の透明性が高まり飼料の安定供給にとっての阻害要因を減少させるという見方と、WTOの規律が課せられて輸出補助金の削減等が行われれば、中国の国内におけるとうもろこし等の生産が減少し、国際市場のひっ迫化につながるという見方の両論がある。

他方、我が国の場合、飼料穀物の輸入のほぼ全量を米国、豪州等ごく一部の国に依存（特に、飼料穀物の大宗を占めるとうもろこしの場合、ほぼ全量を米国のみ依存）していること、干ばつ等の異常気象の発生、あるいは長期的には世界の人口増加と畜産物消費の増加に伴って、世界の飼料穀物の需給がひっ迫するとの見方があること、といった不安定要因は現在も変わっていない。

さらに、パナマ運河をめぐる不安定要因や最近におけるテロへの不安など短期的にも異変を生じやすい面があるとの指摘もある。そのほか、GMO飼料作物については、生産の安定が図られるとの見方がある中で、GMOの安全性については未だに消費者の信頼を得られていない。とうもろこし等のエネルギー利用の今後の動向も注視する必要がある。

## イ 備蓄水準の考え方

現行の備蓄水準は、備蓄制度の創設以来、配合飼料主原料の需要量のおおむね1か月分としてきたが、これは、

- a 通常想定し得る主要輸出国の不作が、我が国の輸入に及ぼす影響を勘案の上
- b 1973年の米国の大豆輸出規制が2か月にわたったこと
- c 主要輸出国の港湾ストライキによって荷役がストップする期間は平均で40日程度であったこと

等を考慮して、民間による在庫の確保（約1か月分）と合わせれば備蓄を1か月分（120万トン（とうもろこし・こうりゃん80万トン、大麦等40万トン））保有することにより、想定し得る一時的な輸入途絶の事態に対処し得ると考えて設定したものである。

備蓄水準を検討するに当たっては、飼料穀物の供給を海外に依存している我が国の畜産経営を不測の事態から守る観点から、可能な限り多いことが望ましいという意見もある。

しかし、現在の食料安全保障上の考え方は、飼料需給のひっ迫が深刻かつ長期の場合には、家畜飼養方法の変更により可能な限り生産を維持しつつ、飼料穀物の供給の減少程度に応じて中小家畜の飼養頭羽数の削減で対応することとしており、したがって、飼料穀物の備蓄水準は、想定し得る短期的に回復可能な供給途絶に対処できる水準を踏まえて設定することが

妥当と考える。

このため、想定される事態及びその影響等を、価格安定制度が整備されている状況での備蓄制度の役割等を含め検証しつつ、備蓄水準の見直しを行う必要がある。ただし、当面は、

- a 備蓄運営には保管費用等のための多額の経費を要していること
- b 近年、配合飼料の主原料の需要量が減少傾向で推移していること
- c 米、大豆等の備蓄水準についても、引き下げられていること
- d これまで、とうもろこし・こうりゃんの貸付制度の実績が最大で22万トン程度（4か月間）であること（（注）平成2年度に、備蓄されているとうもろこし・こうりゃんについて貸付制度を設けた。）

等の状況を踏まえ、備蓄水準の削減を図るものとする。

なお、削減に当たっては、

- a とうもろこし・こうりゃんの買入時の簿価と削減時の時価との差が大きな「逆ざや」状態にあることから、削減（放出）を行うと、多額の差損が発生すること
- b とうもろこし・こうりゃんの備蓄サイロについては、国の利子助成の伴う民間投資により、建設促進が図られてきた経緯があること
- c 今後の飼料穀物の安定供給上のリスクについて、アにもあるように不確定・不透明な要素があり、なお情勢の見極めが必要と考えられること

等から、削減は段階的に行う。

また、備蓄水準の削減に当たっては、畜種別の飼料需要の動向、輸入先国の多様性の度合、保管コスト等を考慮し、とうもろこし・こうりゃん、大麦等の飼料穀物別の検討も併せて行う必要がある。

### **備蓄事業の運営の健全化**

#### **ア 備蓄運営の効率化と健全化**

備蓄の運営は、

- a 常時一定水準の備蓄穀物（とうもろこし・こうりゃん、大麦等）を保管しておく必要があることから多額の保管料が必要であること
- b 制度発足後、とうもろこし・こうりゃんの買入れについては、金融機関からの借入れによって行ったため、借入金の金利支払いが必要であること
- c 制度発足後のとうもろこし・こうりゃんの買入れの過程で著しい円高基調に転じたこと等により、簿価と時価の差が大きな「逆ざや」状態にあり、多額のいわゆる「含み損」を抱えていること

等の問題がある。

とうもろこし・こうりゃんの備蓄経費として、年間60億円強が国の財政負担により賄われている（仮に、これを国民1人当たりの負担額として

試算すると50円弱)。また、bに関しては、昭和51年度から平成5年度までの間に、備蓄用穀物(とうもろこし・こうりゃん80万トン)を買い入れたが、買入れのための金融機関からの借入金(255億円)はこれまで返済がなされていない。

さらに、cの簿価と時価の関係が大きな「逆ざや」状態にある(本年4月時点における、いわゆる「含み損」は約113億円)ことから、備蓄数量を削減する場合、借入金の縮減や保管料の減少はもたらしても、削減(放出)に伴う差損がかなり生じるという問題がある。また、単なる数量削減だけでは簿価と時価の「逆ざや」は改善されない。

こうした状況をにらみ、飼料穀物備蓄制度の運営を健全化するため、妥当な備蓄水準の検討に加え、備蓄コストの低減(保管料単価や保管方法の改善など)、「逆ざや」状態の改善といわゆる「含み損」の縮減、借入金の返済などを併行的かつ段階的に取り組んで行く必要がある。

具体的には、例えば備蓄穀物の買替えを少しずつでも行うことによって、借入金を返済するとともに、飼料穀物の国際価格が高騰した時に放出が可能となる水準まで備蓄穀物の簿価を引き下げていくこと等を検討する必要がある。

また、大麦等の備蓄経費については、食糧管理特別会計で経理されているが、これについても備蓄水準の検討に加え、備蓄コストの節減を図って行く必要がある。

なお、現在、国が行う備蓄に加え、民間ベースで別途概ね1か月分の在庫を確保するように指導を行っているが、この民間在庫との関係等についても今後の備蓄運営の効率化の視点から検討を行う必要がある。

## イ 備蓄運営方法の明確化と弾力化

とうもろこし・こうりゃんの備蓄については、これまでに貸付けの実施により飼料穀物の安定供給に貢献してきた。

しかしながら、放出すると多額の差損が発生することもある制度創設後25年間放出実績がないことや貸付けの実績が最大でも4か月間で22万トン程度であることを踏まえ、今後、適切かつ効率的な備蓄運営を行っていくために、放出や貸付けを機動的に行える仕組みを検討する必要がある。

特に、アの備蓄運営の効率化、健全化を図る上でも、放出やその後の買入れ等について弾力化を図り、さらに貸付けによる保管料の節減などに積極的に取り組む必要がある。その場合、放出に関しては、事前に放出基準(価格水準がどこまで上昇したら放出を実行するか等)を明確化し、透明なルールの下で実施する必要がある。

例えば、備蓄の放出を行った際に、備蓄水準を維持するためにすぐ買い

戻すと、再び高価格の簿価で備蓄を抱えこむことになる。このため、備蓄水準にある一定の幅を持たせ、市況が冷えるのを待って低価格で買い戻すことにより、含み損の新たな発生を防ぐ方法を検討する必要がある。

一方、とうもろこし・こうりゃんの貸付けについては、平成11年度から弾力化を行っているところであるが、備蓄本来の機能を損なわない範囲で、さらに弾力的・効率的な備蓄運営（貸付条件、貸付手続、貸付料等）が行えるよう検討する必要がある。

#### ウ 備蓄運営ルールの透明性と客観性の確保

上記の備蓄水準の見直しを検証するとともに、備蓄運営方法の明確化・弾力化の具体的方策、備蓄の放出及び貸付けの在り方等を検証する。

また、毎年度、その時点での備蓄水準の妥当性について、その時点での安定供給上のリスクの見通し等を踏まえて検証する。

これらの検証に当たっては、第三者機関として、例えば、飼料問題懇談会等を開催し、情報提供や意見交換を行うことにより、ルールの透明性や客観性を確保する。

## 4 終わりに

BSEの発生以前においても、飼料政策をめぐっては、大家畜生産における輸入飼料への依存傾向から飼料自給率の低下や畜産環境問題の深刻化といった問題をはじめ、飼料の安定供給政策における備蓄のあり方など、さまざまな見直すべき課題を抱えていた。

こうしたことが、BSEの発生を契機としてさまざまな形で顕在化した。特に「安全」、「安心」の重要性が見直されるなど、BSEの発生で得られた教訓を活かしながら消費者からも支持されるような飼料政策の再構築をめざし総合的な見直しが求められる状況に至っている。

しかしながら、もともと消費者に直接提供されるものでないといった「飼料」の特性やこれまでの飼料政策の経過を通じて消費者の理解も幅広く求めて行く視点に欠けている面があったことから、今後、飼料政策を推進するに当たり、生産者のみならず消費者への情報提供を積極的に行い、理解を得ていくといった発想の転換も必要である。

こうした基本認識のもとで、短期間の中でとりあえず骨格的な形で本報告書のとりまとめを行ったが、より重要なことは、今後この報告書の内容に沿ってさらに必要な検討を進め、これを実行に移していくことである。

このため、備蓄事業を含めた飼料政策全般について、具体的なプログラム（工程表）を作成し、透明性のある、公正・中立な第三者機関（例えば飼料問題懇談会等）を開催し、国民に対し、分かり易い形で情報の提供を図るとともに、意見交換等を踏まえ、総合的な飼料政策の展開を図る必要がある。

## 用語解説

### 【あ行】

#### 稲発酵粗飼料（注１）

子実及び茎葉を同時に刈り取り発酵させた飼料。稲ホールクロップサイレージ。

### 【か行】

#### 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（注２）

家畜排せつ物について、その適正な管理を確保（野積み、素堀りの禁止）し、たい肥として土作りに活用し、資源としての有効利用を一層促進する目的として制定され、平成１１年１１月に施行。

#### カッティングロールベラー（注３）

飼料作物を切断しながら、圧縮、成形、ロール状の梱包を１台で行うことが可能な収穫機械。ここでは、長大作物（とうもろこし、ソルガム）の収穫の作業機を言う。

#### 共役リノール酸（注４）

脂肪酸の一種。心臓病やガンなどに効果があると言われている。

#### コントラクター（注５）

農家から飼料の生産作業や収穫作業を請け負う組織。コントラクト（Contract：請負）が語源。

### 【さ行】

#### GMP（適正製造基準）（注６）

Good Manufacturing Practice の略。安心して使うことができる品質の良い製品を供給するために製造・品質管理における遵守事項を定めたもの。

#### 自給飼料（注７）

畜産経営自らが生産する飼料。我が国の畜産農家で生産される飼料は、主として生草、乾牧草（牧草を乾燥させたもの）、サイレージ（牧草やとうもろこし等を嫌気状態で乳酸発酵させたもの）等の粗飼料である。なお、「自給飼料増産」といった表現に用いる場合は、畜産経営自らの生産にとどまらず、コントラクターや耕種農家による生産等で生産される国産飼料全体を指すこともある。

#### 飼料穀物備蓄制度（注８）

ほぼ全量を輸入に依存している飼料穀物について、輸送障害等による輸入の途絶といった不測の事態に対処するために備蓄を行い、安定供給を図る制度。現在、１２０万トンの飼料穀物（とうもろこし・こうりゃん８０万トン、大麦等４０万トン）を備蓄している。

#### 飼料添加物（注９）

飼料添加物とは 飼料の品質の低下の防止（防かび剤等） 飼料の栄養成分その他の有効成分の補給（ビタミン剤等） 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進（抗生物質、生菌剤等）を目的として、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられるものを言い、飼料安全法に基づき農林水産大臣が指定することとされ

ている。

#### **スターリンクの混入問題（注10）**

「スターリンク」は、遺伝子組換えとうもろこしの商品名。平成12年、米国で食品として認可されていないスターリンクが食品から検出されて問題となった。現在、スターリンクの作付けは行われておらず、また、日米間の協定によってスターリンクが検出されないとうもろこしだけが輸入されている。

#### **専増産ふすま制度（注11）**

戦後、飼料の中心であったふすま（小麦から小麦粉を生産した残りの部分）の不足に対処するため、昭和32年に、ふすまの増量（小麦からふすまを作る際に小麦粉の一部を含める）と低廉化を図るために設けられた制度（平成14年度末に廃止）。

#### **粗飼料（注12）**

生草、乾牧草、サイレージなどイネ科牧草やマメ科牧草などの茎葉からなり、濃厚飼料に比べ粗繊維含量が高く、可消化養分総量（TDN）粗たん白質（CP）含量等が低い飼料。粗飼料は、草食家畜である牛にとっては栄養源となるばかりでなく、消化機能を安定させるなど生理的にも必須。

### **【た行】**

#### **大家畜（注13）**

人の管理下において飼養されている牛、馬。

#### **中小家畜（注14）**

人の管理下において飼養されている豚、山羊、鶏、あひる、うずらなど。

#### **長大型作物（注15）**

青刈りとうもろこしや青刈りソルガムなどの背丈が高く、茎が太い作物。

#### **TMR（Total Mixed Ration）センター（注16）**

粗飼料、濃厚飼料、ミネラル、ビタミン、添加物等を混ぜ合わせるにより、牛に必要な栄養素を全て含んだ混合飼料（TMR）を調製し供給する施設。

#### **トレーサビリティシステム（注17）**

食卓から農場まで逆上って農畜産物の生産履歴が分かるようにする手段。

### **【な行】**

#### **日本型放牧技術（注18）**

我が国の各地域において、その土地・自然条件に適合した放牧技術。例として、小区画の牧区を短期間で輪換することにより、栄養価の高い牧草を採食させる集約放牧、夏季は山、冬は里の草地等を利用し、年間を通して放牧を行う周年放牧、不作付地となった棚田等を活用する棚田放牧、シバ型草地を活用した低投入持続型放牧等。

#### **濃厚飼料（注19）**

穀類（とうもろこし、こうりゃん等）、油かす類（なたね油かす、大豆油かす等）、ぬか類（ふすま、米ぬか類等）等があり、粗飼料に比べて可消化養分総量（TDN）

粗たん白（ＣＰ）含量が高い飼料、エネルギー、たん白質の供給源として重要。

## 【は行】

### 配合飼料安定価格制度（注２０）

配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、民間の飼料メーカー等の拠出金による通常補てん制度と国の助成金及び飼料メーカーの拠出金による異常補てん制度により、配合飼料価格の上昇の激変緩和を図る制度。昭和４３年に通常補てん制度が創設された後、「畜産危機」を契機として昭和５０年に異常補てん制度が導入された。

### バラ流通（注２１）

配合飼料の流通形態の一つ。個別包装せず工場からバルク車（バラ輸送用トラック）で一度に大量に出荷するため、紙袋、トランスバッグによる流通形態よりも輸送コストが安い。

## 【や行】

### 薬剤耐性菌（注２２）

抗生物質の効かない細菌。病院内で生じた薬剤耐性菌による感染が起きると治療が困難となることが問題となっている。

## 【ら行】

### リスク管理（注２３）

すべての関係者と協議しながらリスク低減のための複数の政策・措置の選択肢を評価し、適切な政策・措置を決定、実施する過程。

### リスクコミュニケーション（注２４）

リスク評価、リスク管理の過程において、すべての関係者の間で、リスクに関する情報、意見などを相互に交換する過程。

### 流通飼料（注２５）

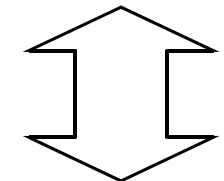
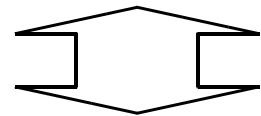
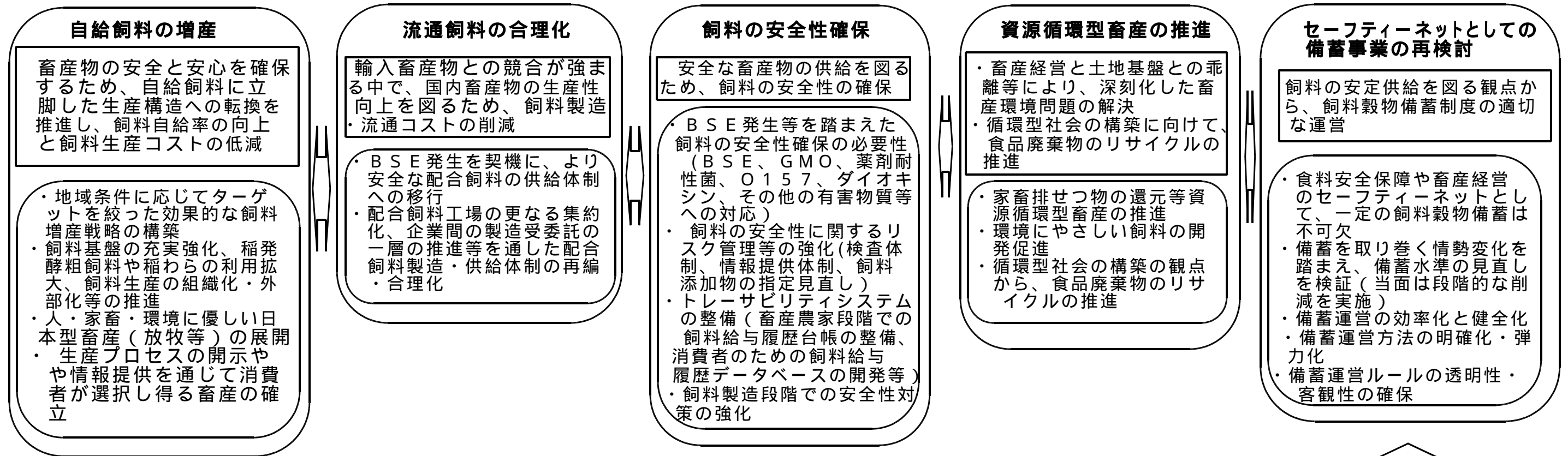
穀物やかす類など国内や海外で飼料または飼料原料として生産された後、畜産農家に販売される飼料。通常、配混合飼料がこれに該当するほか、粗飼料においても、ヘイキューブ、梱包乾草のように流通するものも含まれる。

# 今後の飼料政策の展開方向

～ 安全・安心な畜産物の安定供給のための飼料供給構造の確立に向けて～

(背景) 飼料政策をめぐる状況は、畜産物需要や畜産経営の動向、国際環境の変化、消費者の「食」に対する関心の高まり等を受けて、大きく変化

(視点) 今後の飼料政策の在り方に関しては、「安全」、「安心」、「安定供給」、「安価(低コスト化)」の4つの「安」をキーワードとして追求することにより、我が国畜産の発展とこれを支える飼料供給構造の確立を目指す



「食と農の再生プラン」を踏まえ、消費者及び生産者の視点に立った総合的な飼料政策の確立

# 畜産と飼料の関係

## 畜種別の飼料の種類

畜種	飼料の区分	飼料の種類
乳用牛	粗飼料	青刈りトウモロコシ・ソルガム、イネ科牧草（イタリアンライグラス、チモシー、オーチャードグラス、えん麦、らい麦等）、マメ科牧草（アルファルファ、クローバ等）、稲わら、野草
	濃厚飼料	穀類（とうもろこし、大麦、らい麦、グレインソルガム、大豆等）、かす類（ビートパルプ、大豆油かす、菜種油かす、ビールかす、豆腐かす等）、糟糠類（ふすま等）
肉用牛（繁殖）	粗飼料	イネ科牧草（イタリアンライグラス、えん麦等）、青刈りとうもろこし・ソルガム、野草、稲わら、マメ科牧草（アルファルファ等）
	濃厚飼料	糟糠類（ふすま、米ぬか）、穀類（とうもろこし、大麦、グレインソルガム、らい麦等）、かす類（大豆油かす、ビートパルプ、ビールかす、豆腐かす、菜種油かす等）
肉用牛（肥育）	粗飼料	稲わら、イネ科牧草（イタリアンライグラス等）、マメ科（アルファルファ等）
	濃厚飼料	穀類（とうもろこし、大麦、グレインソルガム、らい麦等）、糟糠類（ふすま、米ぬか）、かす類（大豆油かす、ビールかす、菜種油かす等）
豚	濃厚飼料	穀類（とうもろこし、グレインソルガム、らい麦、大麦等）、かす類（大豆油かす、菜種油かす）、魚かす・魚粉、糟糠類（ふすま等）、食品残さ
採卵鶏	濃厚飼料	穀類（とうもろこし、グレインソルガム等）、かす類（大豆油かす、菜種油かす）、魚かす・魚粉、糟糠類（米ぬか、ふすま）
ブロイラー	濃厚飼料	穀類（とうもろこし、グレインソルガム等）、かす類（大豆油かす、菜種油かす）、魚かす・魚粉等

## 飼料の自給率（平成13年度見込み）

（単位：％）

純国内産飼料自給率	純国内産粗飼料自給率	純国内濃厚飼料自給率
24.4	76.8	9.6

## 畜産物1kgの生産に要する穀物量（とうもろこし換算による試算）

鶏卵	鶏肉	豚肉	牛肉
3kg	4kg	7kg	11kg

## 飼料問題懇談会の検討経過

- 第1回(3月7日) 飼料をめぐる情勢等について自由討議
- 第2回(4月25日) 畜産・飼料をめぐる現状と課題等について自由討議
- 第3回(6月6日) 第1～2回までの論点を取りまとめた「論点整理」(案)及び「今後の飼料政策の展開方向」(座長メモ)(案)に基づき自由討議
- 第4回(7月3日) 「今後の飼料政策の展開方向」(飼料問題懇談会報告書)(案)の検討・報告

## 飼料問題懇談会委員名簿

氏名	役職
青沼 明德	全国酪農業協同組合連合会 代表理事専務
東 宗一	飼料輸出入協議会 副理事長
座長 阿部 亮	日本大学生物資源科学部 教授
犬伏 由利子	消費科学連合会 副会長
岩田 三代	株式会社日本経済新聞社 生活情報部長
川島 政喜	協同組合日本飼料工業会 会長
生源寺 眞一	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
須田 洵	社団法人配合飼料供給安定機構 理事長
高木 勇樹	株式会社農林中金総合研究所 理事長
内藤 廣信	社団法人中央畜産会 常務理事
中村 祐三	全国農業協同組合中央会 常務理事
三村 浩昭	全国農業協同組合連合会 常務理事
吉田 勝也 (松田 延儀)	全国畜産課長会 会長 (前会長)

氏名は、アイウエオ順。

第2回懇談会において、松田委員から吉田委員へ交代が行われた。

# 飼料をめぐる情勢（略）

（参考資料）

# 目次

## 1 飼料の需給動向等

- ( 1 ) 食料自給率の推移及び畜産部門の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ( 2 ) 飼料の需給及び自給率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ( 3 ) 国内飼料生産の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ( 4 ) 飼料自給率及び飼料生産コスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ( 5 ) 配・混合飼料の生産動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ( 6 ) 飼料穀物の国際動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 2 自給飼料の増産

- ( 1 ) 飼料増産のための計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ( 2 ) 飼料基盤強化への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ( 3 ) 飼料生産の組織化及び外部化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ( 4 ) 日本型放牧の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ( 5 ) 粗飼料多給型畜産の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ( 6 ) 草地の多面的機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ( 7 ) 畜産環境対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

## 3 飼料の安定供給

- ( 1 ) 流通飼料の合理化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ( 2 ) 配合飼料価格安定制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ( 3 ) 飼料穀物備蓄制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- ( 4 ) 食品廃棄物の飼料化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

## 4 飼料の安全性確保

- ( 1 ) 牛海綿脳症( B S E ) 問題について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ( 2 ) スターリンク問題について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26